

## 条 例

埼玉県家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県条例第十五号

埼玉県家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域を定める条例の一部を改正する条例

埼玉県家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域を定める条例（昭和四十二年埼玉県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の表を次のように改める。

名 称	位 置	管 轄 区 域
埼玉県熊谷家畜保健衛生所	熊谷市	熊谷市、行田市、秩父市、加須市、本庄市、羽生市、深谷市、秩父郡（東秩父村を除く。）、児玉郡、大里郡
埼玉県川越家畜保健衛生所	川越市	さいたま市、川越市、川口市、所沢市、飯能市、東松山市、春日部市、狭山市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、北足立郡、入間郡、比企郡、秩父郡のうち東秩父村、南埼玉郡、北葛飾郡

附 則

この条例は、令和八年九月一日から施行する。